

福島県南相馬市循環型社会形成推進地域計画  
(第2次計画・変更)

平成30年11月15日  
令和元年12月6日(変更)  
令和2年12月7日(変更)

南 相 馬 市

## 南相馬市循環型社会形成推進地域計画 目次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水処理の目標	6
3	施策の内容	7
(1)	発生抑制、再使用の推進	7
(2)	処理体制	11
(3)	処理施設等の整備	14
(4)	その他の施策	15
4	計画のフォローアップと事後評価	16
(1)	計画のフォローアップ	16
(2)	事後評価及び計画の見直し	16
	添付資料	17～29

図 1. 日本列島の気候区分と主要な気候要素の分布



図 1. 日本列島の気候区分と主要な気候要素の分布

この図は、日本列島の気候区分と主要な気候要素の分布を示している。図中の記号は、降水量、気温、およびその他の気候要素の分布を示している。日本列島の気候は、北から南にかけて、温帯気候から亜熱帯気候へと変化する。また、東海地方や北陸地方には、日本海側の気候特性が顕著である。

気候要素の分布

この図は、日本列島の気候区分と主要な気候要素の分布を示している。図中の記号は、降水量、気温、およびその他の気候要素の分布を示している。日本列島の気候は、北から南にかけて、温帯気候から亜熱帯気候へと変化する。また、東海地方や北陸地方には、日本海側の気候特性が顕著である。

# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

構成市町村名	南相馬市
面積	398.50Km <sup>2</sup>
人口	60,980人(平成30年3月31日、住民基本台帳)

国土地理院承認 平14総複 第149号



本市の位置

## (2) 計画期間

本計画は、令和元年4月1日から令和6年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

南相馬市（以下、「本市」という。）は、生ごみ処理容器設置奨励金制度の設

置や集団回収による資源化物の収集等、ごみの発生抑制や資源化の推進に取り組んできた。しかし、平成23年の震災以降、本市を取り巻く環境は大きく変化し、ごみ排出量が増加している状況となっている。その中、ごみの排出量を減らし、可能な限り資源化へ取り組んでいく循環型社会の形成には、市民や事業者、市がそれぞれの役割を理解し、協働して取り組むことが求められている。

このような状況を踏まえ、積極的にごみの資源化を図り、最終処分場及び環境への負荷を軽減しつつ、最終処分場の延命化を図り、安定的なごみ処理を行っていく。

また、生活排水処理については、生活排水処理基本計画（計画期間：平成28年度～令和7年度）を策定している。このたび、廃棄物処理施設の整備にあたり、当該計画を基に、循環型社会形成推進地域計画を作成したものである。

#### (4) 広域化の検討状況

本市は「福島県ごみ処理広域化計画」において相馬方部衛生組合と飯舘村とともに“相馬ブロック”に位置づけられ、これまでブロック内に設置されたごみ焼却施設を1施設に集約する方向で協議し、候補地の調査選定を行ってきたが、計画の実施に至っていない。

現在、ブロック内では、本市及び相馬方部衛生組合はそれぞれが所有する施設で焼却処理を行っており、飯舘村は国の仮設焼却炉で焼却処理を実施しているが、本市のごみ焼却施設は老朽化により更新時期を迎えたことから、一次計画にて基幹的設備改良を行い延命化を図った。

また、本市の最終処分場の残余容量が逼迫しており、延命化を行わなければ継続した処理が困難となるため、本計画により最終処分場の嵩上げ工事を行い、次回更新までの期間に新たな最終処分場建設にむけて検討、協議していくものとする。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成29年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、27,238 tであり、再生利用される「総資源化量」は3,474 t、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は12.8%である。

中間処理による減量化は20,242 tであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね7割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の13.2%に当たる3,494 tが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は21,811 tである。

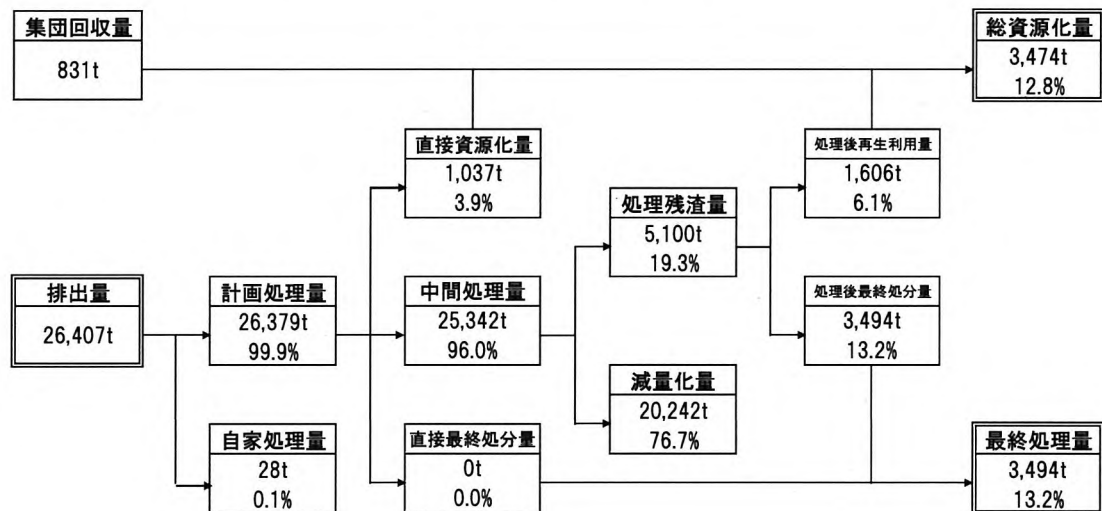


図1 一般廃棄物の処理フロー（平成29年度）

## (2) 生活排水の処理の現状

平成29年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。生活排水処理対象人口は、全体で60,980人であり、水洗化人口は49,737人、汚水衛生処理率81.6%である。

し尿発生量は、2,376kL/年、浄化槽汚泥発生量は、19,501kL/年であり、処理・処分量 (=収集・運搬量) は、21,877kL/年である。

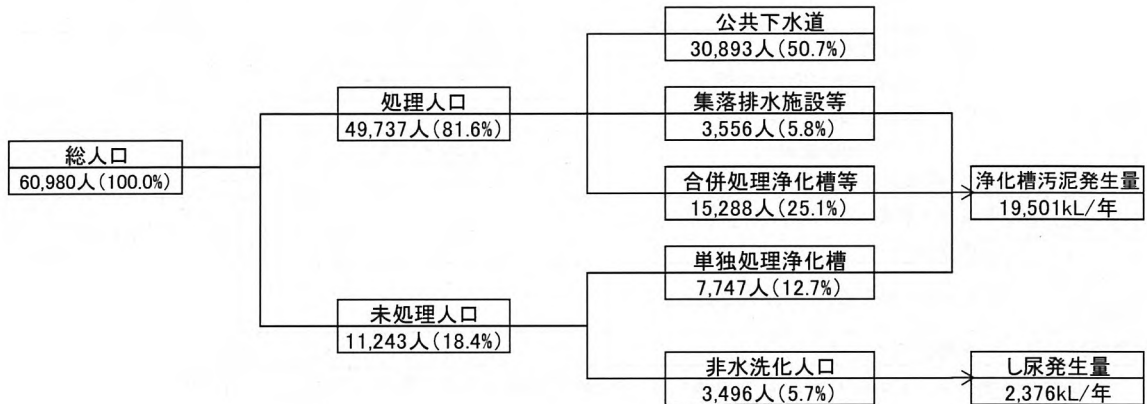


図2 生活排水の処理状況フロー（平成29年度）

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状(割合※1) 平成29年度	目 標(割合※1) 令和6年度
排出量	事業系 総排出量	7,633 トン	4,794 トン (-37.2%)
	1事業所当たりの排出量※2	273 トン/事業所	171 トン/事業所 (-37.4%)
	生活系 総排出量	18,774 トン	14,594 トン (-22.3%)
	1人あたり排出量※3	258 kg/人	198 kg/人 (-23.3%)
	合計 事業系生活系排出量合計	26,407 トン	19,388 トン (-26.6%)
再生利用量	直接資源化量	1,037 (3.9%)	1,253 (6.5%)
	総資源化量	3,474 (13.2%)	3,865 (19.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	—	—
最終処分量	最終処分(トン)	3,494 (13.2%)	2,830 (14.6%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量、埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+ 集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

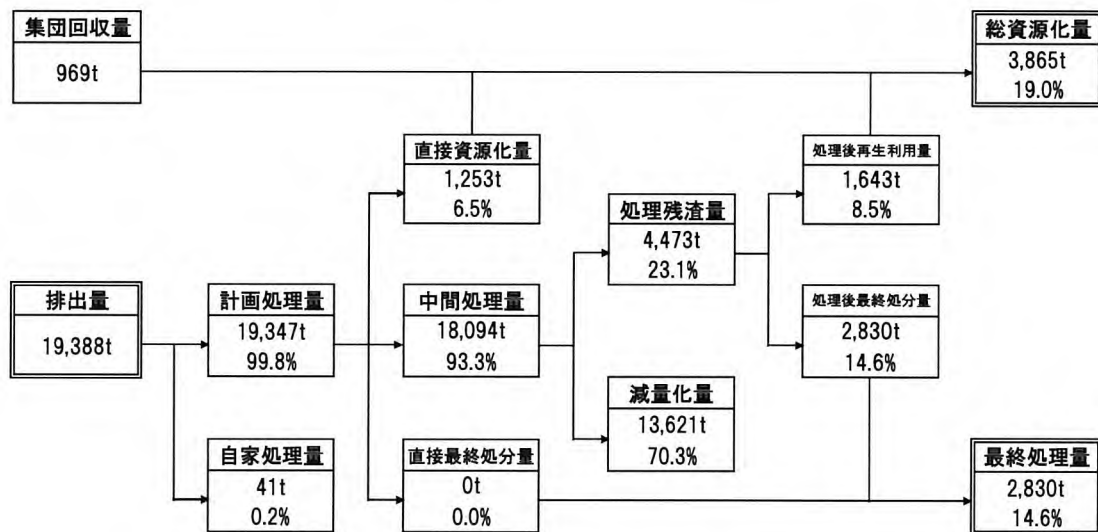


図 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和6年度）



#### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、おおむねすべての生活排水を施設で適正に処理すること、及び水洗化率（生活雑排水処理率）の向上を図ることを目標とする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

区分		平成 29 年度	令和 6 年度※
処理形態別人口	公共下水道	30,893 人 (50.7%)	29,586 人 (53.2%)
	農業集落排水施設等	3,556 人 (5.8%)	2,804 人 (5.0%)
	合併処理浄化槽等	15,288 人 (25.1%)	14,481 人 (26.1%)
	未処理人口	11,243 人 (18.4%)	8,696 人 (15.6%)
	合 計	60,980 人	55,567 人※
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,376 キロリットル	1,614 キロリットル
	浄化槽汚泥量	19,501 キロリットル	12,566 キロリットル
	合 計	21,877 キロリットル	14,180 キロリットル

※四捨五入の関係で100%にならない

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 市民によるごみの発生抑制、再使用の推進

###### a. 商品を買うとき

- マイバッグやマイバスケットなどを利用し、レジ袋はもらわない。
- 過剰包装は断る。
- 使い捨て商品の利用を減らし、詰め替え商品の購入を心がける。
- 再生紙などの再生製品やリターナブルびんなど、再利用可能な製品を利用する。
- エコマークやグリーンマーク等のついた環境にやさしい商品を利用する。

###### b. 不要なものを排出するとき

- 生ごみの水切りを徹底する。
- 生ごみ処理容器により、生ごみを堆肥化する。
- 正しく分別して排出することを徹底する。
- 不要になってもまだ使えるものは知人などに譲る。
- フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用する。

###### c. その他

- 資源ごみ回収団体などの地域のリサイクル活動に積極的に参加する。
- 市民クリーンデーや河川クリーンデーなどをはじめとする地域の環境美化活動や、緑化活動などへ積極的に協力する。
- ものを大切に長く使用する。
- 壊れたり故障したりしたものは、できるだけ修理して使用する。
- 集積所など地域の環境美化と保全に努める。

##### イ 事業者によるごみの発生抑制、再使用の推進

###### a. 製造・販売するとき

- 施設内からごみを出さずに生産するゼロエミッションを目指す。
- リユースやリサイクルを推進して、ごみの排出抑制に努める。
- 過剰包装の自粛や量り売りを推進し、レジ袋の削減等に積極的に取り組む。
- リサイクル製品や長期使用可能な製品、省エネ製品の開発、製造及び販売に努める。
- 物品調達の際は、できるだけリサイクル製品を利用し、グリーン調達に努める。
- 使用済み製品の回収を進め、部品等の再利用を図る。
- 食品がごみとならないよう、販売方法を工夫する。

○ライフサイクルアセスメント（LCA）を行い、環境への負荷の少ない製品の製造に努める。

b. 不用物を排出するとき

- 適正な保管場所、排出場所、処理・処分先を確保する。
- ごみの適正な分別排出に努める。
- 産業廃棄物と一般廃棄物の区分を遵守し、適正処理をする。
- 業務用生ごみの排出抑制に努め、生ごみの堆肥化を促進する。
- 建設副産物のリユース、リサイクルに努める。

c. その他

- 工場見学会の受け入れなど、施設を学習の場として市民へ積極的に提供する。
- 市民クリーンデーや河川クリーンデーをはじめとする地域の環境美化活動やリサイクル活動、緑化活動などへ積極的に協力する。
- 自らの取り組みを適切に情報提供すること等により、市民の理解の促進に努める。
- 法律を遵守するとともに、法令に基づく適正な負担と役割を担う。
- 両面コピーの徹底や再生紙の利用などにより、用紙類の使用段階での削減に努める。
- 地球にやさしい“ふくしま”「ストップ・ザ・レジ袋実施店」参加登録制度を積極的に活用し、レジ袋無料配布中止の取り組みを促進することにより、ごみの減量化の一層の推進を図る。
- 従業員への環境研修や環境教育を積極的に行う。

ウ 市によるごみの発生抑制、再使用の推進

a. ごみの発生・排出前の段階

- 市民やNPO、事業者との連携協力体制を構築するため、既存の団体（区長会など）との連絡を密にし、市と目標を共有する体制を整える。
- レジ袋削減運動及び有料化について、市の広報誌により周知を行うなど積極的に推進する。
- ごみ処理費用負担（有料化）について、近隣自治体や既に実施している自治体の状況を調査し、その必要性や効果について検討を行う。
- 生ごみ処理容器の活用推進を行う。
- 資源ごみ回収報奨金制度及び生ごみ処理容器設置報奨金制度等の活用により、市民参加型のごみ減量化とリサイクルを推進する。
- 市民、事業者へ広報誌や市のホームページ等を活用し環境保全やごみの排出抑制などの環境情報を提供する。
- ごみ処理施設（リサイクルプラザ等）を学習の場として活用するため、小・中学校の施設見学受け入れなどを積極的に行う。

- 生涯学習センターと連携し、ごみ減量化・リサイクルに関する出前講座を実施する。
- 環境衛生推進委員により、地域の環境衛生の向上及び保全を図る。
- 市民クリーンデーや河川クリーンデーなどをはじめとする地域の環境美化活動やリサイクル活動（資源集団回収など）、緑化活動などへ積極的な参加を呼びかける。

#### b. ごみの排出・収集運搬段階

- ごみの分別徹底や分別収集を通して、3Rを基本とした地域社会づくりを推進する。
- 定期的に収集状況を調査し、効率的な収集体制を整備する。
- 収集車両による周辺環境への負荷低減を図る。
- 多量排出事業者の処理状況を把握し、指導を徹底する。
- 日常業務からのごみの削減に努めるとともに、イベント実施の際には「市イベント開催の環境配慮指針」に従いごみの分別徹底を図り、参加者への分別協力の呼びかけに努める。

#### c. ごみの処理・処分段階

- ごみ処理施設における適正な処理と計画的な運営に努める。
- 中間処理施設や最終処分場の環境保全と周辺の環境整備に努める。
- 市有施設で処理できない困難物の適正処理ルートを確保する。
- ごみ処理施設からの排水の水質や排ガス、ダイオキシン類などについて、法基準や施設管理基準を維持していくために施設の適正管理を徹底する。
- クリーン作戦や不法投棄撤去事業等の実施、不法投棄の監視強化等を通して不法投棄の根絶を図り、環境美化を推進する。

### エ 再資源化の推進

#### a. 生活系ごみのリサイクルの推進

- 「生活系ごみ収集カレンダー」や「ごみ減量ガイドブック」などにより分別の徹底、啓発活動を推進する。
- 缶類、びん類、ペットボトルは、収集されたものの中に汚れたものやふたなどの異物が多く混入していることから、「ふたを取って出す」「中身を出して水洗いする」などの啓発を行って品質向上を図るとともに、収集量の増加に向けて取り組む。
- 白色トレイは汚れたものや対象外（色・柄付など）のものが多く混入していることから、引き続き分別徹底のための啓発を行う。
- 可燃ごみの中に菓子箱や包装紙など「その他の紙類」が多く混入していることから、重点品目として分別徹底を推進し、リサイクルを図る。
- 資源ゴミ回収団体事業は、団体数、回収量とも横ばいの傾向であることから、回収団体の育成と実施回数増加に向けて取り組むとともに、資

- 源集団回収を行っていない行政区や各種団体等への啓発活動を推進する。
- 資源ごみの分別収集を推進するため、地域の実情に応じ、公共施設・協力店において拠点回収の設置拡充を図る。また、各地域にリサイクルステーションを設置するなど、リサイクルしやすい環境づくりを検討する。

b. 事業系ごみのリサイクルの推進

- 事業者のごみ減量・資源化への意識高揚を図るため、パンフレット等の作成・配布や商工会議所等の経済団体と連携を図り、分別の徹底やリサイクルの推進を働きかける。
- 事業者へオフィス町内会方式などの実施を働きかけオフィス古紙のリサイクルシステムの形成に努める。
- 市の処理施設へ搬入されるごみの監視体制を強化し、資源ごみの混入や処理困難物等の搬入を防止する。
- 「食品リサイクル法」に基づき、食品廃棄物の減量化や資料化による再生利用を促すとともに、対象外事業者に対しても自主的なリサイクル活動を働きかける。
- 公園や街路樹から発生する剪定枝や刈草等の資源化を検討する。
- 食品業者や学校給食等から発生する廃食用油は、BDF化によるリサイクルを推進する。

c. 市によるリサイクルの推進

- IS014001環境方針及び地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設におけるごみの減量化や資源化に努める。また、日頃から職員のごみの減量化、資源化の意識高揚に努める。
- 環境配慮型製品の購入（グリーン購入）に積極的に努める。
- 環境配慮型製品の購入促進のため、市民、事業者へ環境配慮型製品に関する情報を提供し、普及啓発を図る。
- 自然と調和した環境社会を実現させるために循環型社会の構築を目指すとともに、人と食と自然のあり方を追求し、家畜ふん尿・農林業副産物及び生ごみなどを再利用する有機循環型システムの構築に努める。

d. リサイクル施設の整備

- ごみの減量化やリサイクルを推進するため、粗大ごみ処理施設やリサイクルプラザ等の更なる効率的運営を推進する。
- 適正なりサイクルが推進されるよう、本市の資源化施設との整合を図りながら、民間活力を利用した効率的なりサイクル施設の整備について検討を行う。

e. リサイクルシステムの整備

- 可能な限り資源化を図るため、新たな再生資源（廃食用油、生ごみ、剪



定枝等) について研究調査を行う。

- リサイクルが効率的に推進されるよう、廃棄物再生事業者との連携の強化に努める。
- 資源の有効利用を推進するためにはリサイクル製品を積極的に使用することが重要であるため、消費者への情報提供を行い、リサイクル製品の使用促進やリサイクル製品の販売店の普及拡大に努める。

f. 各種リサイクル法への対応

- 各種リサイクル法の円滑な運用を図るとともに、市民の理解を促進しながら再生利用を推進する。

g. 家電リサイクル法への対応

- 家電リサイクル法の対象となる家電が適正な回収がなされるよう、市民や事業者へ情報を提供する。
- 小型家電リサイクル回収ボックスの設置により、回収を促進する。

オ 生活排水対策

- 生活排水対策の必要性のほか、浄化槽の維持管理等の重要性等について、市民向けの定期的な広報や啓発活動を実施する。

## (2) 処理体制

分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりである。

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

本市では燃えるごみは焼却施設で焼却後埋立処分を行っている。また資源ごみはリサイクルプラザで選別し資源化している。

今後は、各種リサイクル法へ対応しながら更なるリサイクルを推進するとともに、Rびん等の新たな資源ごみの分別収集にあった、収集体制の構築を検討する。さらに、現在、粗大ごみは自己搬入としているが、不法投棄の根絶を図るため、啓発を一層推進する。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、事業者自ら、あるいは許可業者によって市の施設や処理業許可業者の処理施設に搬入しているが、事業系ごみの減量化及び適正処理を行うためには、事業者への指導を強化する必要がある。

### ①事業系ごみの減量化・資源化の指導強化

事業系ごみの発生を抑制し、減量化や資源化を図るため、事業系ごみの

発生量の把握に努め、事業者への指導に関する取り組みを推進する。

## ②事業系ごみの適正処理の指導強化

事業系ごみの適正処理に関しては、展開検査や業者指導を継続的に実施し、排出事業者への指導を行う。また、収集対象区域が広域化された場合、越境ごみ（対象区域外ごみ）が不適正に処理されることも考えられることから、排出事業者を対象に、許可業者との連携や減量化への取り組み、適正排出等の重要性等を周知徹底させる。

## ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では産業廃棄物の処理は行っておらず、今後も当面は産業廃棄物の処理を行う予定はない。

## エ 生活排水処理の現状と今後

- 市街地等の人口密集地域における生活排水は、下水道及び農業集落排水施設の集合処理施設による処理を基本とする。
- 集合処理により処理する区域以外の地域については、合併処理浄化槽により処理する。
- 単独処理浄化槽または汲み取り便槽を使用している事業者または家庭等については、合併処理浄化槽への転換活動を実施する。

## オ 今後の処理体制の要点

- ◇燃えるごみを確実に焼却するとともに、各種リサイクル法へ対応しながら更なるリサイクルを推進する。
- ◇事業系ごみについては、減量化・資源化及び適正処理についての指導を強化する。
- ◇生活排水未処理人口の減少を図るため、集合処理により処理する区域以外の地域における合併処理浄化槽の整備を推進する。

表 3 ごみの分別と処理方法の現状と今後

現状 (平成29年度)			処理実績 (ト)
分別区分	処理方法	処理施設等	
燃えるごみ	焼却	焼却施設	14,536
燃えないごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設	652
缶類	選別・圧縮・売却	リサイクルプラザ	172
びん類	無色ガラスびん		583
	茶色ガラスびん		
	その他ガラスびん		
紙類	新聞紙		1,292
	雑誌類		
	段ボール		
	紙パック		
	その他の紙		
ペットボトル	圧縮・梱包・売却	リサイクルプラザ	166
白色トレイ	選別・梱包・売却	リサイクルプラザ	2
乾電池	委託	その他	0
蛍光管	委託	その他	0
粗大ごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設	540
小動物の死骸	埋立	最終処分場	0
集団回収	紙類、缶類、びん類、ペットボトル他	焼却施設	831
燃えるごみ	焼却	焼却施設	7,352
燃えないごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設	233
粗大ごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設	48

家庭ごみ



今後 (令和6年度)			処理実績 (ト)
分別区分	処理方法	処理施設等	
燃えるごみ	焼却	焼却施設	10,356
燃えないごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設	497
缶類	選別・圧縮・売却	リサイクルプラザ	221
びん類	無色ガラスびん		623
	茶色ガラスびん		
	Rびん		
紙類	新聞紙		1,531
	雑誌類		
	段ボール		
	紙パック		
	その他の紙		
ペットボトル	圧縮・梱包・売却	リサイクルプラザ	229
白色トレイ	選別・梱包・売却	リサイクルプラザ	4
乾電池	委託	その他	8
蛍光管	委託	その他	8
粗大ごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設	156
小動物の死骸	埋立	最終処分場	0
集団回収	紙類、缶類、びん類、ペットボトル他	焼却施設	909
燃えるごみ	焼却	焼却施設	4,663
燃えないごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設	119
粗大ごみ	破砕・選別・埋立	粗大ごみ処理施設	12

家庭ごみ



### (3) 処理施設等の整備

#### ア. 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制を構築するにあたり、安定的な稼働と施設の長寿命化を図る。

表 4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	埋立容量	設置予定地	事業期間 (年度)
1	最終処分場 クリーン原町センター	最終処分場 増設事業	現状250,000m <sup>3</sup> 24,554m <sup>3</sup> 増設	南相馬市	R1-R5
2	ごみ焼却施設(予定)	エネルギー回収型廃棄物 処理施設整備事業		南相馬市	R10-R12
3	リサイクル施設(予定)	マテリアルリサイクル 推進施設整備事業		南相馬市	R10-R12
4	容器包装リサイクル推進 施設(予定)	マテリアルリサイクル 推進施設整備事業		南相馬市	R10-R12
5	最終処分場(予定)	最終処分場整備事業		南相馬市	R9-R11

#### (整備理由)

- 事業番号1 昭和56年より供用開始し、残余量が2～3年となっていることから、嵩上げ工事を実施し15～16年程度の延命化を図る。
- 事業番号2 既存焼却施設の老朽化、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進
- 事業番号3 既存施設の老朽化、リサイクルの完全実施に伴う処理能力の不足
- 事業番号4 容器包装リサイクル実施に伴う施設の整備
- 事業番号5 事業番号1実施後、既存施設の供用期間を終えることから新たな施設整備を実施

#### イ. 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表 5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済み 基数(基) (平成29年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
6	浄化槽設置整備事業	6,881	565	1,303	R1-R5

#### (4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

##### ア 不適正処理対策

- 不法投棄監視委員（30人）及び環境衛生推進委員（180人）による、ごみ不法投棄のパトロール体制の強化
- 市民や事業者の協力を得ながら、ごみの不法投棄に対する取締りの強化
- 産業廃棄物の適正処理等の監視の推進
- 不法投棄防止のためのたて看板や防護柵の設置
- 市内郵便局との情報提供に関する連携の強化
- 県、市町村、警察及び関係団体等により構成される「相双地方廃棄物不法投棄防止対策連絡会議」との連携強化
- 不法投棄者への指導及び撤去命令
- 不法投棄廃棄物撤去事業の実施

##### イ 野焼きの禁止

平成12年6月の「廃棄物処理法」の改正により、野焼きは一部の例外を除いて禁止されている。

野焼きの例外であっても、ダイオキシン類などの有害物質が発生する恐れや、焼却に伴う煙や悪臭が苦情の原因となることも懸念されることから、野焼きの自粛について市民や事業者理解を求めるとともに、関係機関と連携しながら監視に努める。

また、「廃棄物処理法」における「一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造」に合致しない焼却炉については、使用禁止の徹底を指導する。

##### ウ 適正処理困難物への対応

タイヤや消火器をはじめとする適正な処理が困難な廃棄物について、市では収集処理を行わないこととしているが、処理が可能な民間業者の紹介など、適正な処理方法についての周知を図る。

##### エ 災害廃棄物への対応

大規模災害時には「南相馬市地域防災計画」に基づき、適切かつ迅速に災害廃棄物への対応を図る。処理施設の耐震化等による災害対策、災害廃棄物の仮置き場の確保、衛生保持のための対策については、平時から災害に対する危機管理に努める。

また、関係機関、近隣自治体、民間団体などとの連絡や調整を図り、災害廃棄物処理に対する支援体制や協力体制を検討する。

#### オ 広域ごみ処理体制の検討

「福島県ごみ処理広域化計画」における広域化ブロックに基づき施設の統合を図るなど総合的なごみ処理施設の更新計画が必要である。このため、今後、ごみ処理施設の整備を検討する際は、相馬方部衛生組合及び飯舘村との協議を行い、地域の社会的、地理的な特性を考慮した適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとする。

### 4 計画のフォローアップと事後評価

#### (1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、福島県及び国との意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

#### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

南相馬市循環型社会形成推進地域計画

(第2次計画・変更)

添付資料

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	福島県南相馬市	(2) 地域内人口	60,980人 (平成30年3月31日時点)	(3) 地域面積	398.50km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等	南相馬市	(5) 地域の要件※	人口	面積	沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日 年月 日 設立、許可予定 設立されていない場合、今後の見直し：特になし				

※ 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	事業系 排出量	過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目 標	
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和6年度	令和6年度	令和6年度
排出量	事業系 総排出量	5,488 トン	6,542 トン	7,557 トン	8,032 トン	7,633 トン	4,794	(H29比 -37.2%)	
	1 事業所当たりの排出量(トン/事業所)	177 トン/事業所	211 トン/事業所	270 トン/事業所	287 トン/事業所	273 トン/事業所	171	(H29比 -37.4%)	
	家庭系 総排出量※1	19,052 トン	19,753 トン	17,699 トン	18,171 トン	18,774 トン	14,594	(H29比 -22.3%)	
	一人あたり排出量(kg/人)	248 kg/人	257 kg/人	231 kg/人	243 kg/人	258 kg/人	198	(H29比 -23.3%)	
再生利用量	合計 事業系家庭系排出量合計	24,540 トン	26,295 トン	25,256 トン	26,203 トン	26,407 トン	19,388	(H29比 -26.6%)	
	直接資源化量(トン)	1,096 (4.5%)	1,256 (4.8%)	1,049 (4.2%)	1,035 (3.9%)	1,037 (3.9%)	1,253	(6.5%)	
エネルギー回収量	総資源化量(トン)	3,465 (13.7%)	3,671 (13.5%)	3,443 (13.2%)	3,439 (12.6%)	3,474 (12.8%)	3,865	(19.0%)	
	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—	—	
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	18,015 (73.4%)	19,464 (74.0%)	18,775 (74.3%)	19,789 (75.5%)	20,242 (76.7%)	13,621	(70.3%)	
	埋立最終処分量(トン)	3,855 (15.7%)	3,969 (15.1%)	3,844 (15.2%)	3,844 (14.7%)	3,494 (13.2%)	2,830	(14.6%)	

※ 別途資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の現況				更新、廃止、新設の内容				備 考
		補助の有無	形式及び処理方式	開始年月	更新、廃止予定年月	更新理由	形式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
ごみ焼却施設	南相馬市	有	全通線燃焼式焼却炉	昭和63年3月	H31.3	老朽化のための基幹的設備改良工事	全通線燃焼式焼却炉	平成31年3月	105 t/24h (52.5 t/24h×2基)	延命化
粗大ごみ処理施設	南相馬市	有	新機せん断併用回転式5分別	平成元年3月						
リサイクルプラザ	南相馬市	有	紙類1.8 t/5h他	平成12年3月						
最終処分場	南相馬市	有	セル・サンドイッチ方式	昭和66年4月	H36.3	残余量確保のための嵩上げ工事		令和6年3月		延命化
浸出処理施設	南相馬市	有	回転円板接触法	昭和66年4月						

4 生活排水処理の現状と目標（数値の更新）

指標・単位	過去の状況・現状				目標 令和6年度
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
総人口	64,621	64,114	63,539	62,270	55,567
公 共 下 水 道	28,988 44.9%	30,709 47.9%	29,750 46.8%	31,341 50.3%	29,586 53.2%
集 落 排 水 施 設 等	3,373 5.2%	3,521 5.5%	3,639 5.7%	3,578 5.7%	2,804 5.0%
合 併 処 理 浄 化 槽 等	15,387 23.8%	15,303 23.9%	15,437 24.3%	15,370 24.7%	14,481 26.1%
未 処 理 人 口	16,873	14,581	14,713	11,981	8,696

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考		
		基数	処理人口	開始年月	基数		処理人口	目標年次
浄化槽設置整備事業	南相馬市	6,881	15,288	H2.4	565	1,303	R6	



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2(令和元年度)

事業種別 事業名称	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模 単位	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
				開始	終了	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
○マテリアルリサイクル等に関する事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
リサイクルセンター						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資源ごみ選別施設整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
破碎・選別施設整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不用品再生施設整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
展示施設整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ストックヤード整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
容器包装リサイクル推進施設						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
分別回収拠点整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小規模ストックヤード整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
簡易プレス機整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ収集車整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
灰溶融施設整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
サテライトセンター整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の施設整備等(施設名記載)						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○エネルギー回収等に関する事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
エネルギー回収施設整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
メタンガス化施設整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ燃料化施設整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の施設整備等(施設名記載)						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○有機性廃棄物リサイクルに関する事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
有機性廃棄物リサイクルに関する事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ原料化施設整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみたい肥化施設整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○最終処分に関する事業						213,120	42,720	0	0	98,100	72,300	202,470	32,070	0	0	98,100	72,300	
最終処分増設		1	南相馬市	250,000㎡	R1 R5	213,120	42,720	0	0	98,100	72,300	202,470	32,070	0	0	98,100	72,300	
最終処分場再生事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○処理処理に関する事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
汚泥再生処理センター整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
コミュニティ・プラント整備						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○浄化槽に関する事業						224,445	44,889	44,889	44,889	44,889	44,889	224,445	44,889	44,889	44,889	44,889	44,889	
浄化槽設置整備		6	南相馬市	565基	R1 R5	224,445	44,889	44,889	44,889	44,889	44,889	224,445	44,889	44,889	44,889	44,889	44,889	
浄化槽市町村整備推進						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○施設整備に関する計画支援事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計						437,565	87,609	44,889	44,889	142,989	117,189	426,915	76,959	44,889	142,989	117,189		

※1 事業番号については、計画本文(3)準(4)に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施設のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。  
 ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。  
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。  
 ※4 同一施設の整備であっても、交付金を受けける事業主体ごとに記載する。

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施設の名称等	施設の内容	事業主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
発生抑制、 再使用の 推進に関するもの	8	市民によるごみの発生抑制、再使用の推進	○マイバックの利用 ○生ごみの水切りの徹底 ○ものを大切に使う	南相馬市	R1	R6	●							
	9	事業者によるごみの発生抑制、再使用の推進	○ゼロエミッションを考える ○リユース・リサイクルの励行 ○環境研修等の実施	南相馬市	R1	R6	●							
	10	市によるごみの発生抑制、再使用の推進	○ごみ有料化の検討 ○効率的な収集体制の整備	南相馬市	R1	R6	●							
	11	再資源化の推進	○分別の徹底、啓発の推進 ○グリーン購入の推進 ○分別に向けたパンフ作成	南相馬市	R1	R6	●							
	12	生活排水対策の推進	○広報や啓発活動	南相馬市	R1	R6	●							
処理体制 の構築、変 更に関する もの	13	効率的で適正な収集運搬体制の 確立	○収集運搬体制の見直し ○違反ごみへの指導強化	南相馬市	R1	R6	●							
	14	市民のニーズと環境に配慮した取 集運搬体制の整備	○粗大ごみへの収集体制の検討 ○高齢者や障害者世帯への収集 支援の検討	南相馬市	R1	R6	●							
	15	中間処理計画	○既存施設の適正管理 ○最終処分場の延命化	南相馬市	R1	R6	●							
	16	最終処分計画	○既存施設の適正管理 ○最終処分場の延命化	南相馬市	R1	R6	●							
	17	生活排水処理施設整備	○人口未収度合いに見合った整備	南相馬市	R1	R6	●							
処理施設 の整備に 関するもの	1	最終処分場	延命化	南相馬市	R1	R6	○	●	嵩上げ工事					
	2	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽整備事業	南相馬市	R1	R6	○	●						
その他	18	不適正処理対策	○パトロールの強化 ○郵便局との情報提供に関する運 携強化	南相馬市	R1	R6	●							
	19	野焼きの禁止	○野焼きの自粛の要望強化	南相馬市	R1	R6	●							
	20	敵影処理困難物への対応	○処理可能な民間業者の紹介等 処理方法の周知	南相馬市	R1	R6	●							
	21	災害廃棄物への対応	○関係機関、近隣自治体、民間団 体との連絡、調整関係の強化	南相馬市	R1	R6	●							
	22	広域ごみ処理体制の検討	○「福島県ごみ処理広域化計画」 による広域ごみ処理体制の検討	南相馬市	R1	R6	●							

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表-4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。



## 施設概要（最終処分場系）

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	南相馬市		
(2) 施設名称	クリーン原町センター		
(3) 工期	令和元年度 ～ 令和5年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 310,000㎡	埋立面積 31,000㎡	埋立容積 250,000㎡ 24,554㎡分増設
(5) 処理開始年度 及び終了年度	埋立開始 昭和55年度 埋立終了 平成45年度		
(6) 跡地利用計画	緑地		
(7) 地域計画内の役割	15～16年程度の延命化を図り、ごみ処理の安定稼働に資すると共に、その間焼却施設を含む一般廃棄物処理施設の整備方針を検討し、その方向性に基づき事業を実施する。		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 <input type="radio"/>		
(9) 事業計画額	225,600千円		

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	南相馬市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、浄化槽を設置等する者に対して設置等の費用の一部を補助する。
(4) 事業期間	令和元年度 ～ 令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法第4条第1項又は同法第25条第11項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の水道水源の流域。 【浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)ア(ウ)】  下水道法第4条第1項又は同法第25条第11項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外のその他人口増加の著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域。 【浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)ア(キ)】
(6) 事業計画額	交付対象事業費 224,445千円 うち (以下の事業を実施する場合)  ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業 224,445千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	135基 (348人分)	70基	51,120,000	38,230,000	38,230,000
6～7人槽	305基 (787人分)	180基	142,470,000	111,195,000	111,195,000
8～10人槽	65基 (168人分)	40基	39,220,000	31,170,000	31,170,000
11～20人槽	25基 (0人分)	基	23,475,000	11,725,000	11,725,000
21～30人槽	15基 (0人分)	基	22,080,000	11,040,000	11,040,000
31～50人槽	15基 (0人分)	基	30,555,000	15,270,000	15,270,000
51人槽以上	5基 (0人分)	基	11,630,000	5,815,000	5,815,000
改築	基				
計画策定調査費					
合計	565基 (1,303人分) 改築を除く	290基	320,550,000	224,445,000	224,445,000

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基 (人分)	基			
6～7人槽	基 (人分)	基			
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～15人槽	基 (人分)	基			
16～20人槽	基 (人分)	基			
21～25人槽	基 (人分)	基			
26～30人槽	基 (人分)	基			
31～40人槽	基 (人分)	基			
41～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
事務費等	必要に応じて区分名を修正して記載				
合計	基 (人分)	基			

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 \_\_\_\_\_ 市町村世帯数 \_\_\_\_\_

対象地域人口 \_\_\_\_\_ 対象地域世帯数 \_\_\_\_\_

	総建設費	1年当たり建設費	1年当たり維持管理費	1年当たりコスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付 (様式は自由)

南相馬市循環型社会形成推進地域計画

(第2次計画・変更)

参考資料

## 現有施設の概要

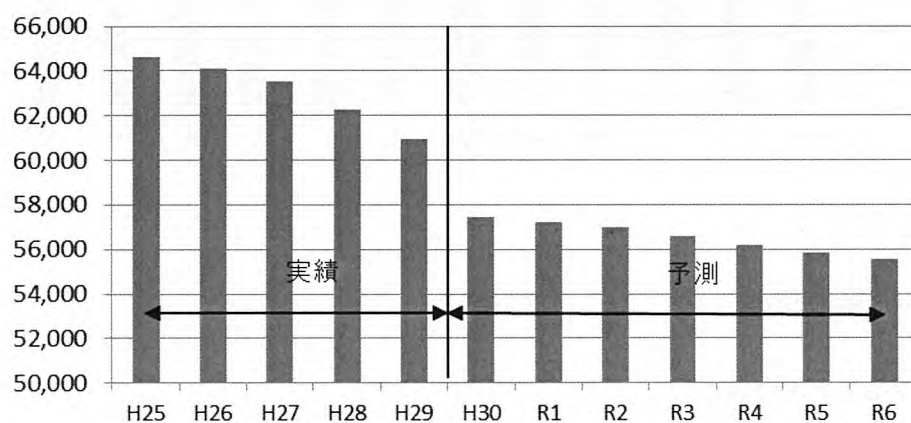
施設種別	事業主体	所在地	形式及び処理方式	補助	処理能力（単位）	開始年月
ごみ焼却施設	南相馬市	南相馬市原町区上北高平字高松37番地の1	全連続燃焼式焼却炉	有	105 t / 24 h (52.5 t / 24 h × 2基)	昭和63年3月
粗大ごみ処理施設	南相馬市	南相馬市原町区上北高平字高松37番地の1	衝撃せん断併用回転式	有	30 t / 5 h 4選別（鉄、アルミ、不燃物、可燃物）	平成元年3月
リサイクルプラザ	南相馬市	南相馬市原町区上北高平字高松37番地の1	5分別	有	びん類 4.6t/5h 缶類 2.4t/5h 紙類 11.8t/5h ペットボトル 0.5t/5h 白色トレイ 3.7t/5h	平成12年3月
最終処分場	南相馬市	南相馬市鹿島区塩崎字内ノ倉	セル・サンドイッチ方式	有	埋立面積 31,000m <sup>2</sup> 埋立容量250,000m <sup>3</sup>	昭和56年4月
浸出水処理施設	南相馬市	南相馬市鹿島区塩崎字内ノ倉	回転円板接触法	有	150m <sup>3</sup> /日	昭和56年4月

## 人口、ごみ排出量、資源化量、最終処分量の推移

項目	単位	実績					予測						
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
行政人口	人	64,621	64,114	63,539	62,270	60,980	57,467	57,207	56,996	56,564	56,187	55,852	55,567
ごみ排出量	t/年	24,540	26,295	25,256	26,203	26,407	23,041	21,766	20,526	20,173	19,840	19,580	19,388
資源化量	t/年	3,465	3,671	3,443	3,439	3,474	3,972	3,939	3,915	3,897	3,883	3,869	3,865
最終処分量	t/年	3,855	3,969	3,844	3,844	3,494	3,496	3,265	3,039	2,977	2,919	2,872	2,830

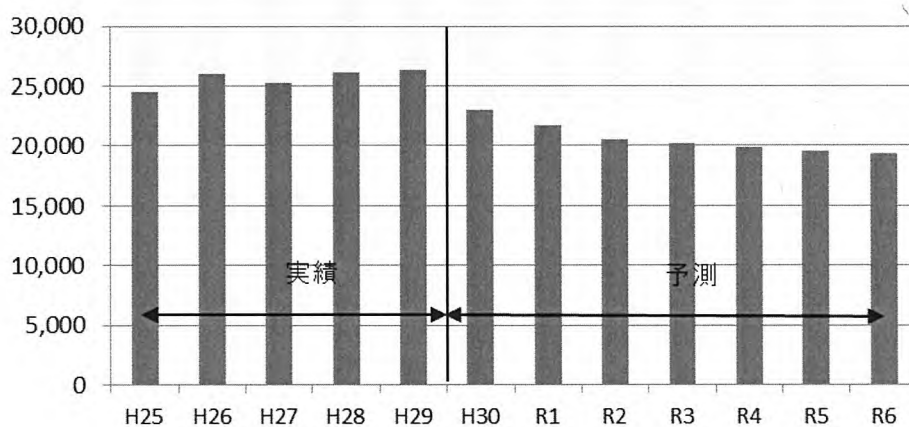
### 1) 行政人口の推移

行政人口（人）



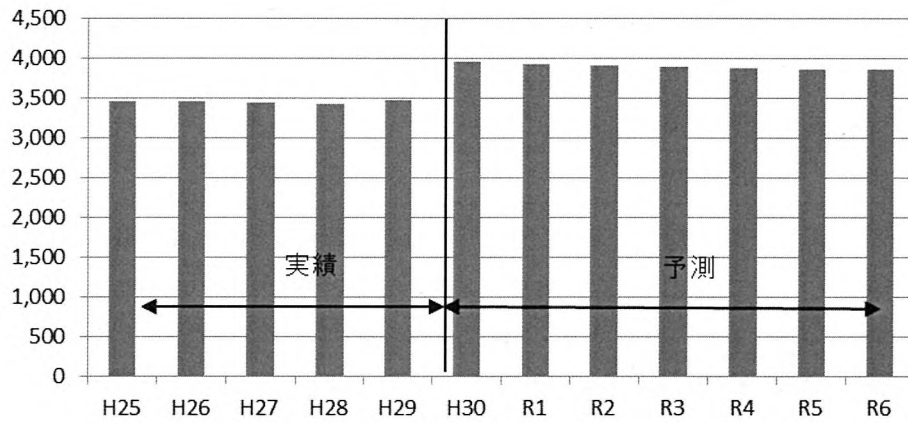
### 2) ごみ排出量の推移

ごみ排出量の推移（t/年）



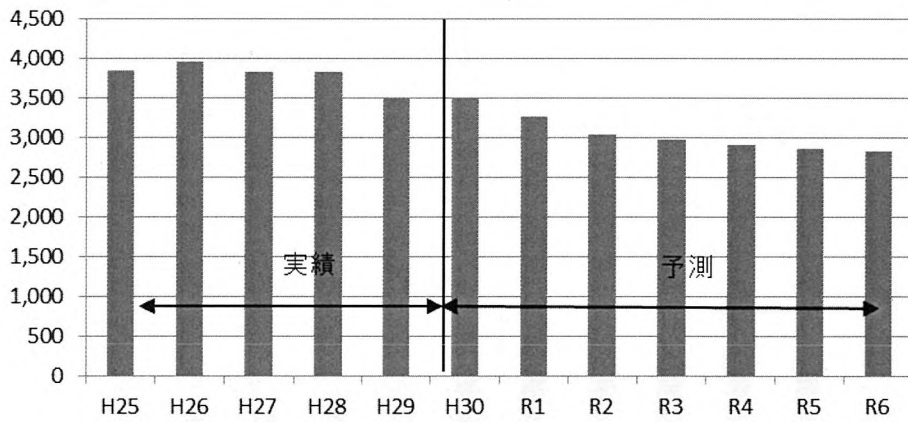
### 3) 資源化量の推移

資源化量 (t/年)



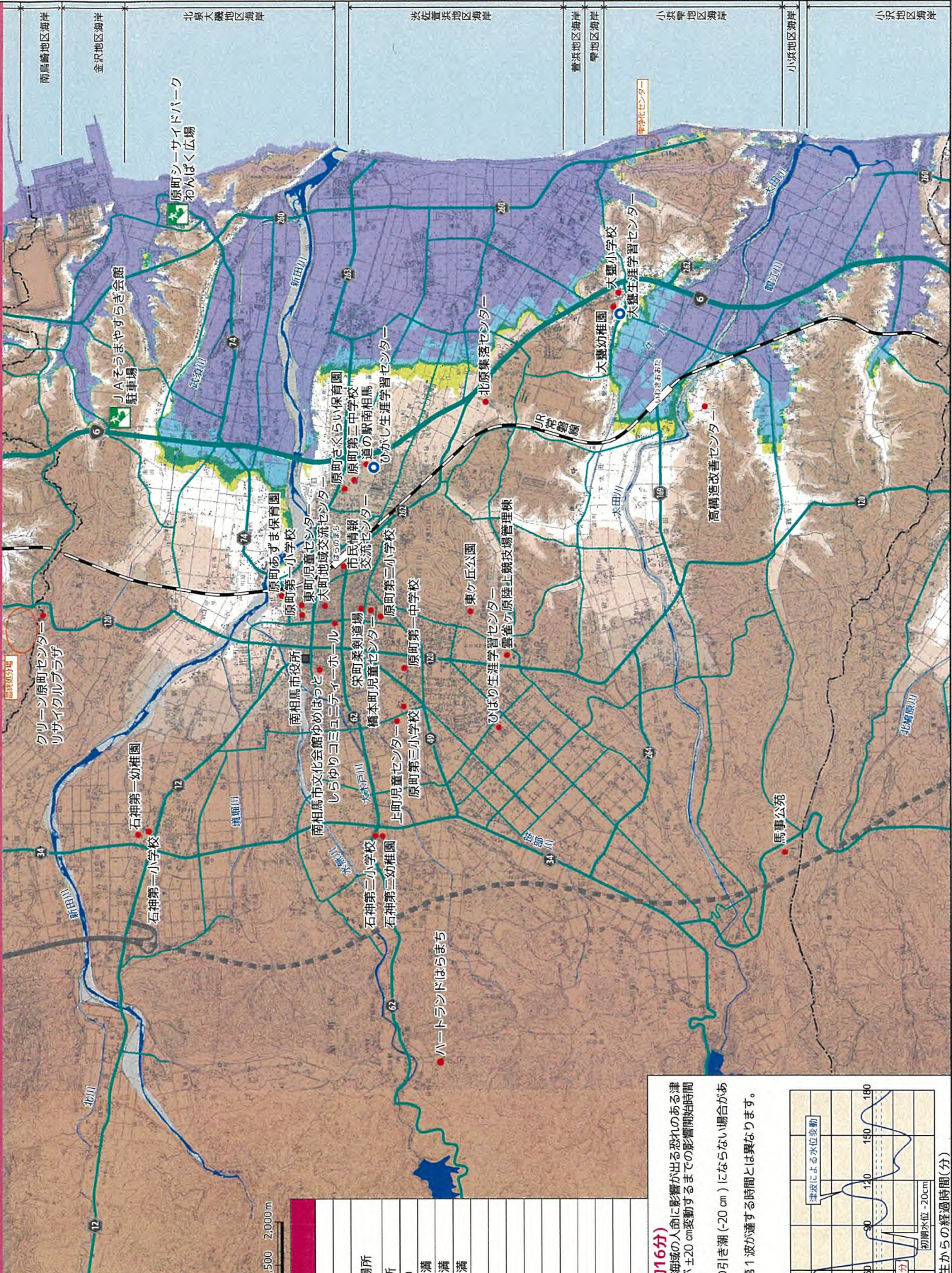
### 4) 最終処分量の推移

最終処分量 (t/年)





# 原町区 津波ハザードマップ (平成26年3月時点)



**凡例**

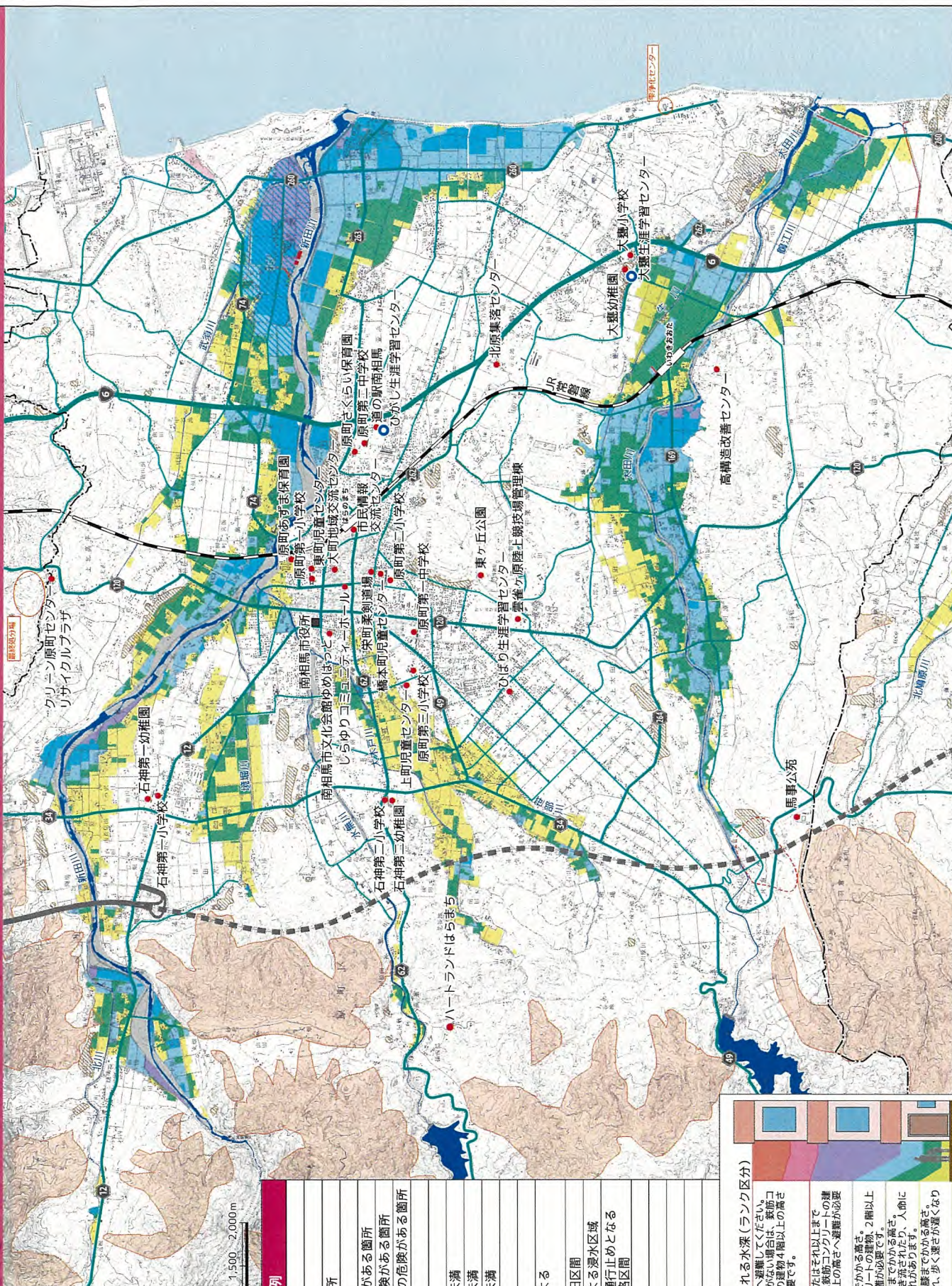
避難所・避難場所	● 避難所
津波一時避難場所	🚰 津波一時避難場所
先行開設避難所	🏠 先行開設避難所
浸水想定区域(浸水深)	<ul style="list-style-type: none"> <li>0.0～0.5m未満</li> <li>0.5～1.0m未満</li> <li>1.0～2.0m未満</li> <li>2.0m以上</li> </ul>
標高	<ul style="list-style-type: none"> <li>標高 15m</li> <li>標高 20m</li> <li>標高 25m</li> </ul>
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路</li> <li>国道</li> <li>主要道路</li> <li>その他の道路</li> </ul>

**◆ 影響開始時間(約16分)**  
 地震発生から、海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波によって湖面の水位が ±20 cm変動するまでの影響開始時間は、約16分です。

※津波や海の状況により引き潮 (-20 cm) にならない場合があります。  
 ※影響開始時間は津波第1波が達する時間とは異なります。  
**【津波水位変動例】**



# 原町区 洪水ハザードマップ (平成26年3月時点)



## 凡例

避難所	● 避難所
土砂災害危険箇所	○ 先行開設避難所 ○ 土砂災害危険箇所
浸水想定区域	土石流の危険がある箇所 地すべりの危険がある箇所 急傾斜地崩壊の危険がある箇所
浸水想定区域	0.5m未満 0.5～1.0m未満 1.0～2.0m未満 2.0～3.0m未満 3.0m以上
水	水面
水はけ不良による浸水想定区域	被災堤防未復旧区間
堤防未復旧による浸水区域	大雨のときに通行止めとなる恐れがある道路区間
道路	高速道路 国道 主要道路 その他の道路

## 浸水深凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク区分)

8.0m以上	急いで避難へ避難してください。避難所(事前の危険がない場合は、避難所)への避難が必要です。
4.0～	2階建てまたはそれ以上でかかる高さ。避難コンクリートの建物から避難する必要があります。
2.0～	1階建てまでの高さ。避難コンクリートの建物の高さへ避難が必要です。
1.0～	腰までは胸までかかる高さ。東用車が浮き流されたり、人に影響する恐れがあります。
0.5～	足首、または膝までかかる高さ。自由が奪われ、歩く速さが遅くなり
0～	0.5m未満